

令和 8 年第 8 回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和8年8月28日（金）午前9時30分
2. 開 会 令和8年8月28日（金）午前9時30分
3. 閉 会 令和8年8月28日（金）午前9時50分
4. 出席委員 池永 安宏教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 和久田寿樹 理事兼教育次長兼教育総務部長・高寄育 教育指導部長・上井克敏 教育指導部次長・坂元智紀 教育総務部次長兼まなび支援課長・花田睦美 教育総務企画課長・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整備課長・佐野俊明 学校教育課長・出村公一 学校給食センター所長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 議案第13号 財産の取得を市長に申し出ることについて（交野市立学校特別教室机・椅子購入及び引き取り）
議案第14号 交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定委員会条例に対する意見を市長に申し出ることについて
議案第15号 令和9年度交野市立学校使用教科書の採択について

7. 議事内容

花田課長

皆さま、おはようございます。

それではただ今より第8回教育委員会定例会を開催いたします。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

池永教育長

はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

花田課長

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

池永教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

池永教育長

ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。

本日は、傍聴希望がありませんので、このまま定例会を続けたいと思います。

それではただ今から、令和8年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長において秋山委員を指名しま

す。

次に、日程２「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

池永教育長

ご異議がありませんので、ただ今から１１時１０分までといたします。

それでは、議案第１３号「財産の取得を市長に申し出ることについて（交野市立学校特別教室机・椅子購入及び引取り）」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

坂元次長

それでは議案第１３号「財産の取得を市長に申し出ることについて（特別教室机・椅子の購入及び引取り）」ご説明させていただきます。

提案理由としましては、交野市立学校特別教室の机椅子の老朽化に伴う更新につき、教育財産の取得を市長に申し出るためとなります。詳細は参考資料をご覧ください。

市長への申出は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２８条第２項」に基づくもので、同法第２２条第４号において、長の職務権限として、「教育財産を取得し、および処分すること」とされており、教育財産を取得するのは市長の権限ということとなっております。

ただし、財産の取得は市長権限ですが、同法第２８条第２項の規定で「地方公共団体の長は教育委員会の申出をもって教育財産の取得を行うこととする」とされており、また今回の取得予定価格が２千万円を超えており、委員会の議決を持って市長に申し出ることとなります。

今後につきましては、地方自治法第９６条第１項第８号、およ

び交野市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2千万円以上となるものについては、市議会本会議に提案することとされております。そのため、今後市長からの議案提案に係る意見聴取ののち、10月の交野市議会の議決により、契約を締結する予定となっております。

説明は以上でございます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

長谷川教育長職務代理者 裁縫台についてですが、みらい学園の被服室の裁縫台が9となっていますが、当初からなかったということですか。追加ですか。

坂元次長 持っていける物は持っていくというかたちで、既存の物を持っていきましたので、今回新しく購入して入れ替えています。

般谷委員 丸スツールとは何ですか。

坂元次長 参考資料の下の方の丸椅子です。

秋山委員 相当年数というのはどのくらい変わっていなかったのかということと、椅子に関しては全部変えるというかたちになりますか。

坂元次長 基本的には机椅子に関しては、学校開校当初からほぼ変えておりませんので経年劣化が進んでおります。椅子についてはほぼ全て新しくなります。

池永教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

池永教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第13号「財産の取得を市長に申し出ることについて（交野市立学校特別教室机・椅子購入及び引取り）」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

池永教育長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。

次に、議案第14号「交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定委員会条例に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

草野課長

議案第14号「交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定委員会条例に対する意見を市長に申し出ることについて」ご説明させていただきます。

交野市立の小中学校施設の空調設備の更新及び新設に関しましては、その事業規模が大きいことから、事業手法を選択制にするとともに、事業者選定の方法をプロポーザル方式にて行う予定です。

今回の条例制定の主旨は、本市に置きましてはプロポーザル方式を用いる場合には、そのための事業者選定委員会に対する一律で適用できる条例がなく、個別の案件に対してその都度条例制定を行い、対応しているところです。つきましては、当該事業に置きましても、同様に、条例制定を行い、事業者選定委員会を設置するものです。

選定委員につきましては、7名以下とし、現段階では有識者（弁護士）1名、大学教授2名（エネルギー工学系1名、PFI等に詳

しい方 1 名)、市役所内部から 2 名を予定しております。

以上、交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定委員会条例に対する説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋山委員 7 名の内訳を聞きましたが、こういう技術的なことに関して、ここに上がってきたものを審査して内容を精査するのに、技術的にわかる人が入る必要はないのでしょうか。

草野課長 技術的なことに精通するのが、技術的エネルギー工学系の方を入れておりますので審査していただくかたちになります。

秋山委員 エネルギー工学的ということですが、学識の部分と実際の施工や工事とかの部分は少し違う気がしますが、そういうかたちでの例えば、知識のある方はなかなか難しいですか。

草野課長 今回、空調の更新になりますので、空調の入れ替えですのでそんなに技術的に難しいというわけではないのかと考えております。工事という点に関しましては、市役所内部から 2 名ということで出ていますので、そちらの方で工事に精通した人材を入れております。

池永教育長 他にいかがでしょう。

伊丹委員 条例案の第 4 条 3 項で「委員の任期は前条に規定する事務が終了した日までとする。」というかたちで任期が定められていますが、委員会を設置される際にいつからいつまでというかたちで設定したうえで審議されるのでしょうか。

草野課長 通常はおそらく契約までになってくると思いますので、そのあたりの期日を持って任期を決めるというかたちになっております。

伊丹委員 そうすると委嘱するときにいつまでというかたちですか。要は事業が終了する日がいつなのかというのは、解体がいつからいつまでやりますと決まっていたらいいけども、その都度変わっていくというふうなものであればわかりにくいと思ったので、どういうふうにされているのかと思いました。

草野課長 事業そのものは維持管理まで含みますので、今回あくまでも事業者の選定委員会ということになりますので、正式な事業契約までを含めれば問題ないかと考えております。

池永教育長 他にいかがでしょうか。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。
議案第14号「交野市立小中学校空調更新等事業事業者選定委員会条例に対する意見を市長に申し出ることについて」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。

次に、議案第15号「令和9年度交野市立学校使用教科用図書
の採択について」を議題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長

説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

資料１から資料４、５点でございます。

続いて、提案の理由について、説明させていただきます。

資料１「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第１５条（同一教科用図書を採択する期間）に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする」となっております。

現在、小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科書は令和５年度に、中学校及び義務教育学校後期課程で使用している教科書は令和６年度に採択が行われました。

本年度の採択については、資料２-２「令和９年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」１（１）にありますように、「小・中学校及び義務教育学校の令和９年度使用教科用図書については、学校教育法附則第９条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教育用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、令和８年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。」とあります。

また、令和８年度使用教科用図書採択後、新しい教科用図書は発行されていないこと、また、教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為はなかったことを報告いたします。

以上のことから、令和９年度使用教科用図書については、資料３・資料４の一覧にある現在使用しております教科用図書となります。ご審議の上、ご可決をたまわりますよう、よろしくお願いいたします。

池永教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

中山委員

教科書を実際に学校の現場で使っていて、先生の方から特にここは凄く不具合があるとか、そういった声は上がって

いませんか。

佐野課長 現場の教員からは何も報告等はありません。

般谷委員 義務教育学校の教科用図書は、一度使えば子どもたちからの目線と言えば、違うものになれば面白いかもしれないけども、一度なれたものを選んでもらいたいというのはあると思います。新しい教科書を使うのもいいですが、実際に教科用図書を選んできた中で、私の子どもも選定している中でも同じような教科書を使っていくといいなというのは続けてわかりやすいということがあるかもしれないので、そのあたりを胸におきながら選定できたらと思います。

池永教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

「令和9年度使用小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書について」は、現在使用している教科書

国語 光村図書出版「国語」

書写 光村図書出版「書写」

社会 教育出版「小学社会」

地図 帝国書院「楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6 年」

算数 東京書籍「新編 新しい算数」

理科 東京書籍「新編 新しい理科」

生活 新興出版社啓林館「せいかつ」

音楽 教育芸術社「小学生の音楽」

図画工作 日本文教出版「図画工作」

家庭 開隆堂出版「わたしたちの家庭科」

保健 Gakken「新・みんなの保健」

外国語（英語） 東京書籍「NEW HORIZON Elementary

English Course」

特別の教科 道徳 光文書院「小学道徳 ゆたかな心」

令和9年度使用中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書
については、現在使用している教科書

国語 光村図書出版「国語」

書写 光村図書出版「中学書写」

社会（地理的分野） 教育出版「中学社会 地理 地域にまなぶ」

社会（歴史的分野） 帝国書院「社会科 中学生の歴史 日本の歩
みと世界の動き」

社会（公民的分野） 教育出版「中学社会 公民 とともに生きる」

地図 帝国書院「中学校社会科地図」

数学 東京書籍「新編 新しい数学～MATH CONNECT 数学
のつながり～」

理科 新興出版社啓林館「未来へひろがるサイエンス」

音楽（一般） 教育芸術社「中学生の音楽」

音楽（器楽合奏） 教育芸術社「中学生の器楽」

美術 開隆堂出版「美術」

保健体育 東京書籍「新編 新しい保健体育」

技術・家庭（技術分野） 開隆堂出版「技術・家庭 技術分野 テ
クノロジーに希望をのせて」

技術・家庭（家庭分野） 開隆堂出版「技術・家庭 家庭分野
自立しともに支え合う生活へ」

外国語（英語） 三省堂「NEW CROWN English Series」

特別の教科 道徳 日本文教出版「中学道徳 あすを生きる」
がふさわしいということで、これらを採択することに異議はあり
ませんか。

各委員

異議なし。

池永教育長

異議なしと認めます。よって、令和9年度交野市立学校使用教
科用図書は以上のとおり採択することとします。

議案第15号「令和9年度交野市立学校使用教科用図書の採択

について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。

次に、議案第16号「交野市立学校における学校運営協議会委員の委嘱の取消しについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

佐野課長 令和8年第4回教育委員会（定例会）にて、「議案第8号交野市立学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」ご承認をいただいたところではありますが、2名の委員について委嘱の取消しをご承認いただきたく、説明させていただきます。

第4回教育委員会（定例会）にて、学校運営協議会委員の委嘱をご承認いただくにあたり、学校教育課から学校に対して「学校運営協議会委員推薦書」の提出を求めています。第二中学校区の2校（郡津小学校・倉治小学校）から提出された推薦書には、資料に記載の2名の分もございました。

第二中学校からの推薦書をもとに、第4回教育委員会にて議案を提出させていただき、ご承認いただきましたが、その後、郡津小学校・倉治小学校から2名については、令和7年度の各校のPTA会長であり、誤って推薦書を提出してしまったと連絡があり、今回議案として提出させていただく運びとなりました。

つきましては、委嘱の取消しについてご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

池永教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第16号「交野市立学校における学校運営協議会委員の委
嘱の取消しについて」、原案のとおり決することにご異議ござい
ませんか。

各委員

異議なし。

池永教育長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員会におい
て可決されました。

以上をもちまして、令和8年第8回教育委員会定例会の案件全
てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委 員
